

2022年12月より、以下の支援体制加算の対象事業所となりましたので、公表いたします。

(1) 行動障害支援体制加算

平成30年度に実施された「強度行動障害支援者養成研修(実践研修)」を修了した専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置しています。

(2) 要医療児者支援体制加算

平成30年度に実施された「医療的ケア児等コーディネータ養成研修」を修了した専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置しています。

(3) 精神障害者支援体制加算

令和元年度に実施された「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」を修了した専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を配置しています。